

神戸市産業振興センターインキュベーション
神戸ハーバーオフィス賃料の減額事務取扱要綱

制 定 令和6年5月20日

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市産業振興センターインキュベーション神戸ハーバーオフィス入居者募集要項（以下、入居者募集要項）に記載する神戸ハーバーオフィス（以下、オフィス）の賃料を減額する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(減額申請の方法)

第2条 減額を受けようとする者（以下、申請者）は、原則として「神戸市産業振興センターインキュベーション神戸ハーバーオフィス賃料減額申請書」（様式第1号）に必要事項を記載し、必要に応じて書類を添付して行うこととする。

2 神戸市産業振興財団（以下、財団）は、前項で提出を求めた書類に不足がある場合、期限を指定して不足書類の提出を求めることとする。

(減額の対象)

第3条 第1条の減額の対象となるのは、オフィスに入居し、次の要件のいずれにも当てはまる者とする。

- (1)大学・高等専門学校等の学生が行う事業であり、当該大学・高等専門学校等から副申（様式第2号）のあったもの
- (2)オフィス退去後も引き続き神戸市内に事業の拠点を置く意思を有するもの

(減額の内容)

第4条 第1条の減額後の賃料月額は、次に掲げる区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

(1) 創業準備オフィス	賃料月額×1/2
(2) スモールオフィス	賃料月額×1/2
(3) 企業育成室	{(変動賃料の平米単価×1/2) + 定額賃料の平米単価} ×オフィス面積 ※ () 内は10円未満を四捨五入する。

(申請期限)

第5条 賃料の減額の受付は、原則として、減額を開始する月の前月の10日（10日が神戸市の休日に関する条例第2条に定める休日に当たるときはその前日）までとする。

(減額期間)

第6条 第8条第1項各号に該当する場合を除き、賃料の減額を適用する期間は申請日の属する月の翌月から入居契約の終了までとする。

(減額の承認・却下)

第7条 財団は、減額の申請があった場合は、当該申請にもとづき審査を行い、減額の承認・却下について書面にて申請者に通知するものとする。

(承認の取消)

第8条 財団は、以下の場合は、承認を取り消し、その結果を書面にて通知するものとする。
また、第1号の事由で取り消す場合は、当該減額適用開始月に遡り正規の賃料を徴収する。
なお、取消事由発覚後に受け付けた申請については却下する。

- (1) 事実と異なる申請により減額を受けていることが明らかになった場合
- (2) 申請者が第3条の大学・高等専門学校等を卒業・退学した場合
- (3) 第3条の大学・高等専門学校等から副申の取り消しがあった場合
- (4) 申請者が法人であり、当該法人の代表者が別の者に交代した場合

2 減額取消により発生した賃料にかかる延滞金は、申請者の責めに帰すべき事由がない場合に限り徴収しないことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、賃料の減額に関する必要な事項は理事長が定める。

附則

1. この要綱は、令和6年5月20日から施行する。